

青森県報

号外第六十九号

令和二年
六月十九日
(金曜日)

目次

規則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……

訓令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十二号及び第十二号の二を削り、第十一号の四を第十二号とする。

第十八条第一項第十四号中「青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例」を「青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例」に改め、同号イ中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同号ハ中「第五条」を「第六

条」に改め、同ハを同号ニとし、同号ロ中「第三条」を「第四条」に、「行為」を「行為等」に改め、同ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三条第一項の規定による占用の許可に関すること。

第十八条第一項第十四号に次のように加える。

ホ 第八条第一項の規定による権利の譲渡の承認に関すること。

ハ 第十二条の規定による占用料の減免に関すること。

第十八条第一項第十四号の二を次のように改める。

十四の二 青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例

施行規則(平成十五年三月青森県規則第十三号)の施行に関する次のこと。

イ 第五条の規定による着手等の届出の受理に関すること。

ロ 第九条の規定による住所変更等届出書の受理に関すること。

ハ 第十条の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、同年六月二十一日から施行する。

訓令

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一総合販売戦略課の項の第一号の部長専決事項の欄イを削り、同欄ロ中「第

六十四条第一項」を「第十四条において準用する第六条第一項」に、「承認」を「認定」に改め、同口を同欄イとし、同号の課長専決事項の欄イ中「第六十六条第一項」を「第十四条において準用する第十二条第二項」に改め、「（取扱品目の部類が水産物のみの卸売市場及び卸売業者に係るものに限る。）」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第五地域県民局の地域農林水産部長の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第四十四号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和二年六月二十一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円